

改正民法が2020年4月に施行されることをご存知ない方は是非ご参加下さい！

民法（債権法）改正と企業実務の留意点

～120年ぶりの大改正で知っておくべきことをわかりやすく解説いたします～

120年ぶりに民法〔債権法(民法の契約等に関する部分)〕が大改正され、2020年4月から施行されます。今回の改正では、消滅時効、保証制度、法定利率などのルールが変更され、また、定型約款など新しいルールが取り入れられます。

本セミナーでは、中小企業の皆様が日常利用している契約書のどの条項を変更する必要があるのかなど実務に則した視点で民法改正における重要なポイントをわかりやすく解説していきます。皆様是非ご参加下さい。

このような方にオススメいたします

- 2020年4月に改正民法が施行されることをご存知ない方
- 改正民法に則した契約書を知っておきたい方
- 経営者、法務担当者、契約実務に係わる担当者の方など

【日時】 2019年10月18日（金） 15：00～17：00（受付開始14：30）

【講師】 香川総合法律事務所
代表弁護士 香川 希理（かがわ きり）氏

【経歴】

- 2006年 明治大学法学部卒
- 2009年 立教大学大学院法務研究科入学
- 同年 司法試験合格
- 同年 最高裁判所司法研修所入所
- 2010年 弁護士登録（東京弁護士会）
都内法律事務所入所
- 2013年 香川総合法律事務所設立



【内容】

- 120年ぶりの民法大改正の概要
- 全業種に影響する改正（消滅時効、法定利率、保証、契約不適合責任、損害賠償請求、解除、危険負担）
- 製造業・建設・IT等に特に影響する改正（請負）
- BtoC企業に特に影響する改正（定款）
- まとめ

- 【定員】 100名 【受講料】 無料
- 【会場】 投資育成ビル8階ホール（渋谷区渋谷3-29-22）
JR渋谷駅の埼京線ホームから新南口改札を出て、右へ2軒目のビル
地図 <https://www.sbic.co.jp/company/access/>
- 【申込締切】 10月17日（木）
- 【申込方法】 ウェブサイト <https://www.sbic.co.jp/seminar/> からお申込みいただくか、以下の受講申込書にある必要項目をEメールで gyoshi-seminar@sbic.co.jp へお送りください。
なお、本受講申込書のFAXによるお申込みもできます。
- 【受講票】 本セミナーに受講票はございません。当日1階にて受付願います。
定員（100名）を超えて申し込みがあった場合、出席いただけない方のみへご連絡します。
- 【問合せ】 東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永
TEL 03-3499-0755 / FAX 03-3499-0819

受講申込書

東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永 行
FAX: 03-3499-0819 Eメール: gyoshi-seminar@sbic.co.jp

10月18日開催「民法（債権法）改正と企業実務の留意点」

◆ 貴社名

◆ 貴社業種

◆ お役職／部署／お名前（複数参加可）

◆ TEL／FAX

◆ E-mail

◆ 弊社からの投資について(どちらかに○をお書き込み下さい。)

既投資先企業() 未投資先企業()

<情報の取り扱いについて>

ご記入いただきました個人情報は、参加者名簿として、またセミナーの企画・運営・実施のため使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び投資育成制度に関する各種ご案内のために使用します。